

団体規約作成見本

●●飼料生産組合など

●●●●●組合規約

作成日

令和5年●月●日制定

(目的)

第1条 本組合は、共同での自給飼料の生産、効率化による生産コストの低減を目指し、畜産業経営の安定化を図ることを目的とする。

(各称)

第2条 本組合は、●●●●●組合と称し、事務所を組合長宅に置く。

(事業)

第3条 本組合は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自給飼料の生産のため、共同作業の実践
- (2) 作業機械の共同利用の推進
- (3) その他、必要と認めた事項

(構成)

第4条 本組合員は、自給飼料を利用する畜産農家、畜産経営法人（家族、役員含む）または本組合の趣旨に賛同する耕種農家、農業経営法人（家族、役員含む）をもって構成する。

2. 本組合の組合員は別紙のとおりとする。

(役員)

第6条 本組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長1名、理事若干名、監査役1名
- (2) 役員は、構成員のうちから互選し、その任期は2ヵ年とする。但し、欠員が生じた場合における任期は前任者の残任期間とする。
2. 組合長、副組合長、監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし会計は組合長が指名するものとする。
3. 理事は、組合長を補佐し、組合長が欠けたときは組合長を代行する。
4. 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

確認！（構成員数に合わせ変更する）

(役員会)

第6条 役員会は必要に応じて組合長がこれを招集し、議長となる。

2. 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数により決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会)

第7条 総会は、毎年度1回組合長が招集し、次の事項を審議する。但し、組合長が必要と認めた時、または会員の2分の1以上の要求があった場合臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な事項

任意で定めてください

(会計年度)

第8条 本組合の事業及び会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この規約に定めた事項のほか、必要な事項は総会で定める。

附 則

作成日より後の日付

本規約は、令和5年●月●●日より施行する。

第10条 本組合の最初の事業年度は、本組合設立の日から12月31日までとする。

別紙

組合員一覽